

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
2・3 (略)	作業の区分	基準	基準
	一般的な事務作業	三百ルクス以上	三百ルクス以上
	付随的な事務作業	百五十ルクス以上	百五十ルクス以上
第十條 事業者は、室の作業面の照度を、次の表の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の下欄に掲げる基準に適合させなければならない。ただし、感光材料の取扱い等特殊な作業を行う室については、この限りでない。		第十條 事業者は、室の作業面の照度を、次の表の上欄に掲げる作業の区分に応じて、同表の下欄に掲げる基準に適合させなければならない。ただし、感光材料の取扱い等特殊な作業を行なう室については、この限りでない。	
2・3 (略)	作業の区分	基準	基準
	精密な作業	三百ルクス以上	三百ルクス以上
	普通の作業	百五十ルクス以上	百五十ルクス以上
	粗な作業	七十ルクス以上	七十ルクス以上